

大阪市城東区役所と公立大学法人大阪との包括連携に関する協定書

大阪市（城東区役所）（以下、「甲」という。）と公立大学法人大阪（以下、「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、相互に協力し、活力ある地域社会の形成と発展に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- （1）健康・福祉に関すること
- （2）子育て・教育に関すること
- （3）安全・安心に関すること
- （4）地域コミュニティに関すること
- （5）まちづくりに関すること
- （6）区政・市政、大学のPRに関すること
- （7）その他両者が必要と認める事項に関すること

2 前項の具体的事項及び各事業に要する費用負担、共同で創作・取得した知的財産・成果物・データの権利帰属、利用許諾、クレジット表記は必要に応じ、個別協議により定める。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（連携期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の満了日の3ヶ月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲と乙は、連携事項の検討・実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、報道機関等の第三者へ連携協力事項に関する公表を行う際は、予め甲と乙でその対応を協議する。

2 前項の規定は、本協定が終了した後においても同様とする。

(協定の解除等)

第6条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

2 甲は、乙が大阪市城東区役所が所管する包括連携に関する基準（令和6年9月1日制定。以下「基準」という。）第3条各号に該当する場合、基準第3条および第4条に従い、本協定を解除または中断することができる。

3 甲又は乙は、相手方に対して、前2項による本協定の解除及び中断に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(協議)

第7条 本協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項及びその他必要な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和7年12月23日

甲：大阪市城東区中央3丁目5番45号
大阪市 協定締結担当者
城東区長 吉村 悟（自署）

乙：大阪市城東区森之宮1丁目6番85号3階
公立大学法人大阪
理事長 福島 伸一（自署）